

“家庭生活”を豊かにする男女平等

男女がともにあらゆる分野に参画できる社会にしていくためには、家庭生活においても男女がバランスよく参画できる環境づくりが必要です。最近では、育児を積極的に担う男性も増えてきましたが、長時間労働や固定的役割分業意識から家事・育児・介護などの家庭責任の多くは女性が担っているというのが現状です。生涯を通じて充実した生活をおくれるようにするためには、仕事と家庭生活、地域活動などの両立が欠かせません。

育児や介護のために一旦仕事をやめる女性も多くみられますが、少子化・核家族化が進み、地域社会における人々の関わりが希薄になることなどにより、家庭内において、女性だけが育児や介護を行い、周囲の支援が得られない状況はさまざまな問題を引き起こす可能性があります。孤立感からストレスを高めてしまったり、過保護・過干渉、育児・介護放棄をまねくなどの悪影響が懸念されます。女性に偏りがちな家庭責任を男女でともに担う意識や生活技術の取得をすすめることが大切です。また、社会全体で子育てや介護を支える地域のネットワークづくりなども必要です。

どのライフステージにおいても自分らしく自立し、社会に参画できるよう、家庭生活における社会的支援をすすめることが求められています。

3

家庭における男女平等参画促進

各論

”家庭生活“を豊かにする男女平等

家庭生活を男女でともに支えるためには、働き方を見直す一方で、男性が家事・育児・介護にかかわるという意識を男女ともにもつことと、男性自身が生活力を身に付けていく必要があります。

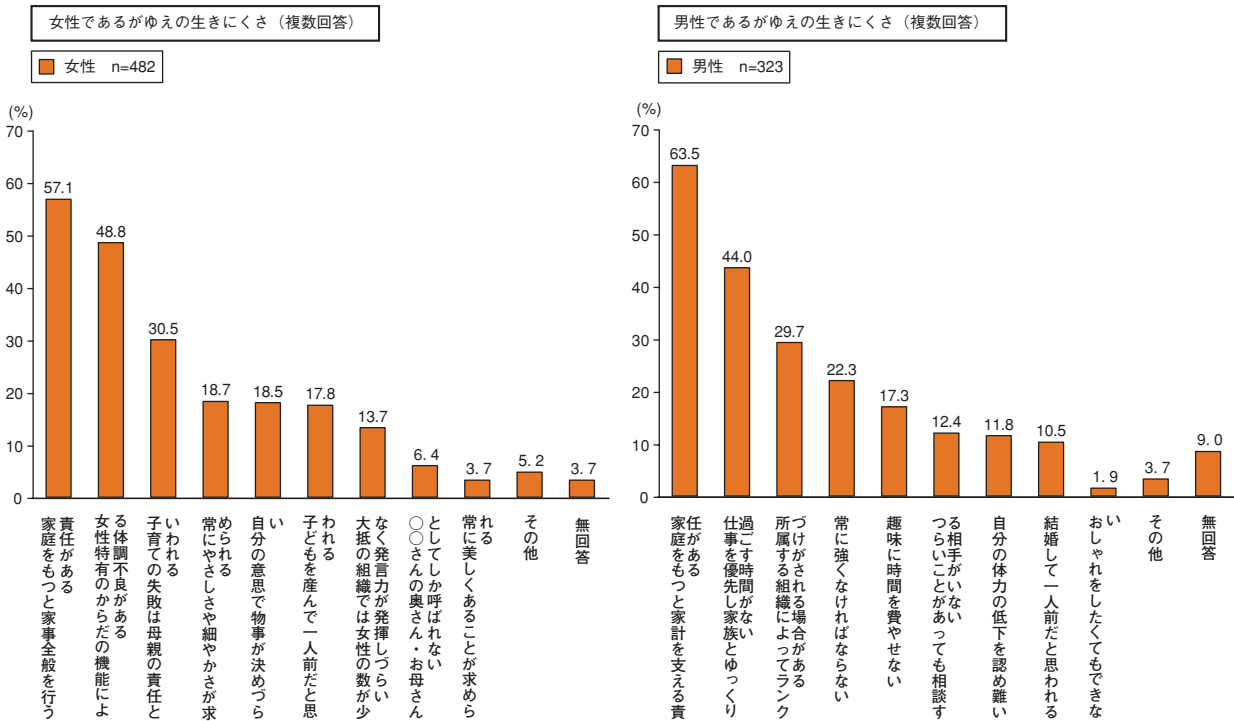
市は、気づきを促すきっかけとして、また技術取得の場として多様な講座等を開催し、機会の提供を行います。

施策

① 男女の意識改革と生活技術取得への支援

■ 女性・男性であるがゆえの生きにくさ

— 男性の4割以上は家族とゆっくり過ごす時間がないことを生きにくさと回答

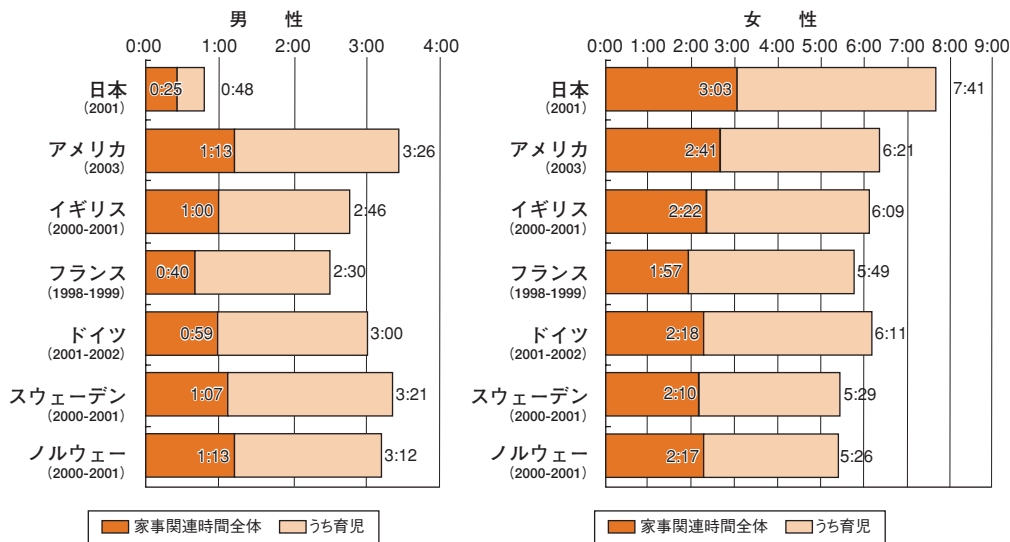


資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
男女の意識改革と生活技術取得への支援	男女が協力して家庭生活を支えるという意識をもち、実践できるよう、働き方や生活時間に配慮した各種講座等により、日常生活や育児・介護に必要な基礎的な技術を身に付けられるための支援をします。 また、固定的な役割にとらわれている男性が、自分自身を見直すための講座を開催したり、母子健康手帳の交付時等に父親向けの情報提供を行うなど、男性の気づきを促す取り組みを行います。	ファミリー学級の開催	↗	子ども家庭支援センター
		男性向け介護講座の開催	↗	高齢者支援課
		男性が日常生活の中で育児や家事・介護等に興味や関心を持つことができる講座の開催や情報の提供	↗	公民館
		男女平等の視点にたった各種講座の開催〔①にも掲載〕	↗	公民館 生活文化課
		男性の育児参加を促す啓発資料の作成・配布	↗	子ども家庭支援センター
		父親の育児休業の取得に向けた啓発	→	生活文化課 子ども家庭支援センター

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

■6歳未満児のいる男女の育児、家事関連時間



資料：Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S “America Time Use Survey Summary” (2004), 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)

注：各国調査で行われた調査から、家事関連時間(日本:「家事」,「介護・看護」,「育児」,「買い物」の合計,アメリカ:“Household activities”, “Purchasing goods and services”, “Caring for and helping household members”, “Caring for and helping non household members”の合計, 欧州: “Domestic Work”)と、その中の育児(Childcare)の時間を比較した。

出典：少子化社会白書(平成19年版)

4

子育てへの社会的支援の充実

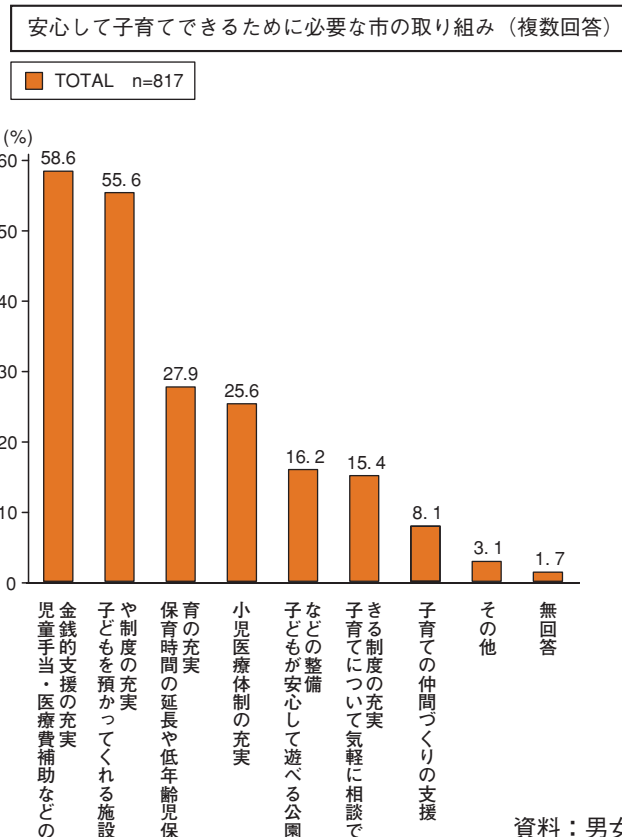
子育ては男女ともに担い、地域や社会全体で支えていくことが必要です。

市では、仕事と子育ての両立支援をより一層充実させていきます。さらに、家庭で子育てをしている親等への支援を含めた子育て支援のサービスを充実させます。また、地域で支え合うしくみづくりや、子育て家庭同士のネットワークづくりへの支援をすすめます。

施策

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 地域での子育て支援の促進

■ 安心して子育てができるためには — 児童手当・医療費補助などの金銭的支援の充実が望まれる



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
子育て支援サービスの充実	保護者の就労の有無を問わず、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、質の高いサービスの充実を図ります。 さらに、教育費負担を軽減するための施策の充実を国や都に要望するとともに、市独自の支援を実施します。	全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」の実施	↗	子ども家庭支援センター
		保育園の入所枠拡充（特に0～3歳児）	↗	保育課
		認証保育所・保育室・家庭福祉員への支援の充実	→	保育課
		保育支援の拡充（「一時保育・緊急一時保育」「病後児保育」「学童クラブ」「障害児保育」等の充実）	↗	子育て支援課 保育課 児童青少年課
		ショートステイ*事業の実施および病児保育・休日保育の検討	→	子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター
		保護者の教育費負担軽減	→	子育て支援課 教育企画課
		児童手当、児童扶養手当、児童育成手当の充実の要望	→	子育て支援課
		奨学金制度の拡充	→	教育企画課
地域での子育て支援の促進	仕事と育児の両立や、家庭で子育てをしている親等への支援として、地域で子育てを支えあう環境づくりに努めます。 活動環境が整っていない地域子育てグループの支援や、子どもたちを見守りながら応援していく地域のネットワークの構築を検討します。	ファミリー・サポート・センター*の充実	↗	子ども家庭支援センター
		子ども総合支援センターの充実	!	子ども家庭支援センター
		子育てサークルの育成と支援	↗	子ども家庭支援センター 公民館 児童青少年課
		子育てハンドブックの作成・配布	↗	子育て支援課
		保育付き講座の開催	↗	公民館 生活文化課
		一時保育など在宅児への保育サービスの実施	→	保育課
		児童館・学童クラブの充実	↗	児童青少年課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

ショートステイ

西東京市では児童養護施設に委託した短期宿泊型保育事業。

ファミリー・サポート・センター

市内在住の子どもを預けたい人と、子どもを預かりたい人が会員となり、会員間で相互援助を行う。センターはサポート会員の養成や会員間のコーディネート等を行う。

5

介護への社会的支援の充実

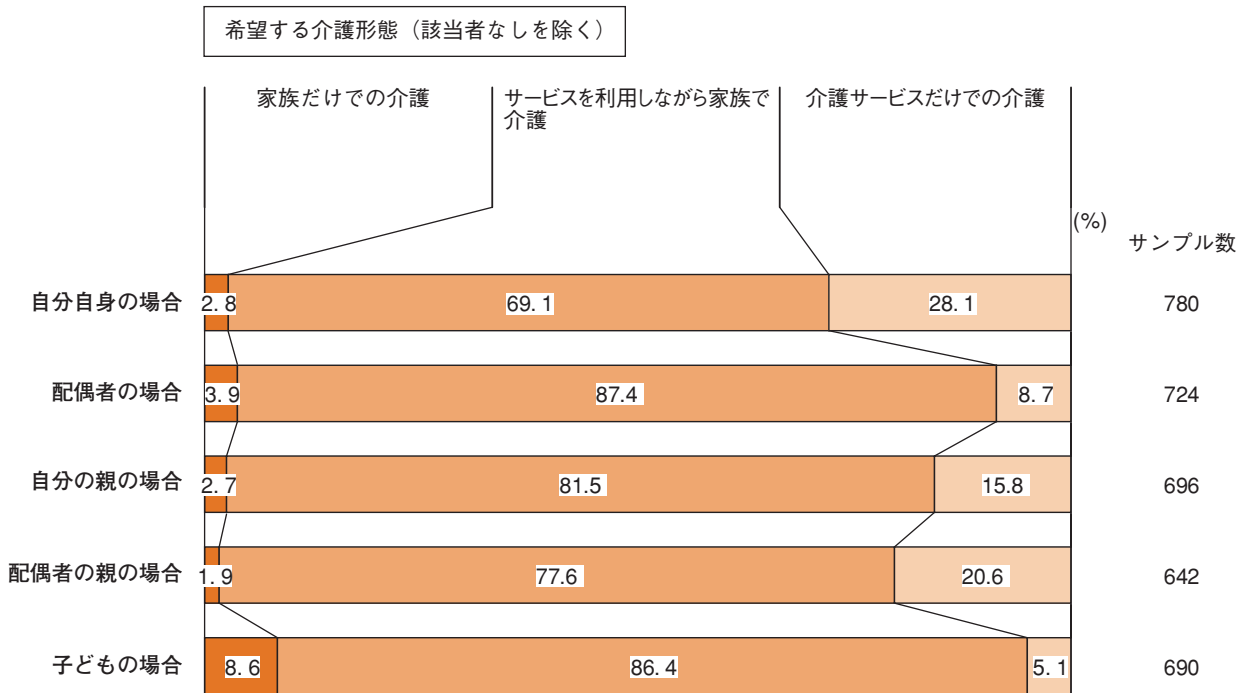
高齢社会を迎え、地域でひとり暮らしをしている高齢者が増えると同時に、介護を必要とする人が増加する中で、家族の介護負担が大きな問題となっています。特に、「妻・娘・嫁」といった女性の負担が大きくなっています。

市では、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、地域での支えあいのしくみづくりをすすめると同時に、介護サービス基盤の充実を図ります。

施策

- ①地域での支え合いのしくみづくり
- ②介護サービスの充実

■ 希望する介護の形は — 介護を家族だけだと思っている人はわずか。サービス利用希望が多い。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
地域での支え合いのしくみづくり	ひとり暮らし高齢者の見守りも含め、介護を家族だけで支える社会から、地域全体が互いに支え合っていく社会とするために、性別や年代にかかわらず、さまざまな市民の出会いや交流を図ります。活動拠点・ネットワークの形成、NPO等との協働の促進のしくみづくりをすすめます。	福祉情報総合ネットワークの構築	➤	生活福祉課
		地域での福祉にかかわる相談・情報提供体制の充実	➤	生活福祉課 高齢者支援課
		地域のささえあいネットワークの形成	➤	高齢者支援課
		地域福祉をすすめるための活動拠点の整備・確保の推進	➤	生活福祉課 高齢者支援課
		NPOやボランティア、市民活動団体等との協働の推進	➤	企画政策課
		地域福祉を担うための人材の育成	➤	生活福祉課
介護サービスの充実	高齢者や介護者のニーズに基づいて必要な介護保険給付サービスを着実に提供できるようにするとともに、独居・高齢者世帯の支援等、市独自のサービスについてもさらなる充実を図ります。また、第三者評価等を通じて、介護サービスの質の維持・向上を図ります。	介護サービス及びサービス提供事業者に関する情報公開の推進	➤	高齢者支援課
		家庭における介護者・家族の負担軽減のための取り組みの充実	➤	高齢者支援課
		多様な主体による効果的・効率的なサービス提供の促進	➤	高齢者支援課
		福祉サービス第三者評価システムの活用促進	➤	生活福祉課
		行政、社会福祉協議会、介護保険事業者、ケアマネジャー等の連携の強化	➤	高齢者支援課 福祉部関係各課
専門的な苦情相談窓口の充実	➤	高齢者支援課		

区分：新規 = ! 継続 = ➡ 拡充 = ➤ 網掛けは重点的な取り組み

Column 2

子ども総合支援センター ―子ども施策の拠点として開設！―

○子ども家庭支援センターのどか

- ・子ども総合相談（電話・面接・訪問）
一般相談に加え、必要があれば心理専門相談も実施します
- ・子育て広場（のどか（住吉）、ピッコロ（田無））
乳幼児とその親（または保護者）のための交流広場です
- ・子育て講座、子育て情報の提供、子育てサークルの支援
- ・子育て支援ショートステイ事業

○こどもの発達センターひいらぎ

- ・通園グループ
発達に遅れや心配のある乳幼児に対してさまざまな発達を促す事業を行います。
- ・子ども相談事業
子どもの、ことばやからだ等発達に関する相談を専門家と行います。
- ・外来療育
言語、運動機能に遅れや障害がある子どもに訓練をします

詳しい情報は市ホームページ内、下記ページを参照してください。

★「トップページ」⇒「子育て」⇒「子ども家庭支援センターのどか」
または「こどもの発達センターひいらぎ」

▽センターの様子
（上：のどか、下：ひいらぎ）

